

援をす る事業 の承認 に関す るこ と。	で、前回と同 様の事業内容 を承認するも の									
	イ ア以外の事 業の承認に関 すること。			○						総務部長が別 に定める場合 に該当するも のについて は、総務部 長、秘書課長 及び広報広聴 課長に合議す る。

別表第2の26の項及び27の項中「34」を「35」に改め、同表の35の項中「36」を「37」に改める。

別表第3の8の(5)の表9の項中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第696号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があったので、同条第9項の規定により告示する。

平成30年9月4日

高知県知事 尾崎 正直

1 地域登録検査機関の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

長岡郡本山町北山字東クボ甲268の5 一般財団法人本山町農業公社 代表理事理事長 田岡 学

2 変更した登録事項

地域登録検査機関の代表者の氏名
(変更前) 代表理事理事長 田岡 清
(変更後) 代表理事理事長 田岡 学
(届出年月日) 平成30年8月17日

高知県告示第697号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年9月4日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
室戸市吉良川町字蔵ヶ谷乙4748の1

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字蔵ヶ谷乙4748の1（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第698号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨

<p>の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成30年9月4日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 宿毛市山北字千貫山1228の口、1230</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字千貫山1228の口・1230（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第699号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成30年9月4日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 宿毛市橋上町楠山字沖ダバ山1200の1、1201の3</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字沖ダバ山1200の1・1201の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p>	<p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第700号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成30年9月4日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 香美市香北町有瀬字中々川420から422まで、字下中川508、509</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字中々川420から422まで・字下中川508・509（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第701号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成30年9月4日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡越知町南ノ川字ユルコガナロ2886、2898、2901の1、2901の2、2902、5096、5097、字岡ノ向ヒ5100から5103まで</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p>	<p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字ユルコガナロ2902・字岡ノ向ヒ5102・5103（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び越知町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第702号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成30年9月4日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡四万十町広瀬字ナカ畑593の1、字サヌキ谷594の4</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字ナカ畑593の1・字サヌキ谷594の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第703号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成30年9月4日</p>
--	---	---

<p style="text-align: center;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 幡多郡大月町才角字シンフクジ1631の1、1631の3、1631の4、字汲田ノヒラ1687の1、1687のロ</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字シンフクジ1631の1・1631の3・字汲田ノヒラ1687の1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第704号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。 平成30年9月4日</p> <p style="text-align: center;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 幡多郡三原村狼内字椿谷奥580、字カゲヒラ山1284の47、1284の76</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字椿谷奥580・字カゲヒラ山1284の47・1284の76(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種</p>	<p>次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び三原村役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第705号 平成30年3月高知県告示第261号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を仁淀川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年9月4日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山450番地 イ 氏名 中内 嫁誉子</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山505番地 イ 氏名 平野 梅治</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山491番地 イ 氏名 中西 喜代栄</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山534番地 イ 氏名 峯本 朝幸</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町大野772番地 イ 氏名 大野 盛茂</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山502番地 イ 氏名 平野 雅満</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町大野772番地 イ 氏名 大野 鉄雄</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町枝川2601番地16 イ 氏名 西森 泰平</p>	<p>(9)ア 登記簿記載の住所 高知市札幌18番地 イ 氏名 西森 茂</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 高知市百石町二丁目1番11号 イ 氏名 西森 泰平</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町大野697番地 イ 氏名 西森 清福</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 高知市薊野1193番地1 イ 氏名 西森 貞雄</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町大野738番地 イ 氏名 西森 貞雄</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町大野775番地 イ 氏名 西森 常尾</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町用居丙1565番地36 イ 氏名 押岡 水義</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和58年12月農林水産省告示第2466号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第706号 平成30年3月高知県告示第262号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年9月4日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p>
---	--	---

<p>(1)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村下小南川224番地 イ 氏名 朝倉 昭一</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村下小南川字宮ノ元鎮座 イ 氏名 河内神社</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村上小南川34番地 イ 氏名 石川 幸代</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村下小南川34番地 イ 氏名 筒井 吉治</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村下小南川34番地 イ 氏名 筒井 實馬</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐町土居159番地1 イ 氏名 岩崎 幹雄</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村中切422番地 イ 氏名 矢田 武廣</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山491番地 イ 氏名 中西 喜代栄</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山313番地 イ 氏名 中西 勝繁</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山486番地 イ 氏名 山中 俊美</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山450番地 イ 氏名 中西 嫁誉子</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>高知市棧橋通三丁目16番17号 イ 氏名 中西 恵美子</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山367番地 イ 氏名 滝本 弘義</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村小川東津賀才96番地5 イ 氏名 岡林 治男</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村小川新別1964番地 イ 氏名 國友 太郎</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村新別1964番地 イ 氏名 国友 太郎</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村小川新別1803番地 イ 氏名 渡辺 益子</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和60年3月農林水産省告示第392号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第707号 平成30年3月高知県告示第319号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を香美市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年9月4日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 香美郡横山村市宇17番地 イ 氏名 半田 秀里</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>香美郡物部村市宇261番地 イ 氏名 山崎 義照</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村市宇290番地 イ 氏名 宗石 鶴亀</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 香美郡土佐山田町2019番地 イ 氏名 宗石 計佐尾</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村大栃1423番地4 イ 氏名 宗石 忠男</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村市宇372番地2 イ 氏名 十二所神社</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 神奈川県川崎市川崎区大師本町5番3号 イ 氏名 末政 洋道</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 高知市神田1502番地 イ 氏名 谷淵 仁</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村市宇17番地 イ 氏名 山崎 義員</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 高知市百石町二丁目21番7号 イ 氏名 米田 三二</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村山崎2153番地 イ 氏名 小松 秀夫</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 香南市野市町東佐古65番地 イ 氏名 西村 昭夫</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保</p>
---	---	---

安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年4月農林水産省告示第429号（二に限る。）

- (2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・
期間及び樹種について

高知県告示第708号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、高知県土木部河川課及び高知県安芸土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成30年9月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 河川の名称
二級河川奈半利川水系奈半利川
- 廃川敷地等が生じた年月日
平成30年9月4日
- 廃川敷地等の位置
右岸 安芸郡北川村和田字ヒヂジリ584番2地先から安芸郡北川村和田字久保399番地先まで
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地 18,933.83平方メートル
- 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

高知県告示第709号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、平成30年9月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年9月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 大川土佐
- 道路の区域

区 間	敷 地 の 幅 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐郡大川村井野川字葛橋 217番12から	3.0 }	1,770
土佐郡大川村下小南川字小尾	28.2	

谷340番6地先まで		
------------	--	--

高知県告示第710号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年9月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年9月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 足摺岬公園
- 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐清水市松尾字カ ツチ川451番1から 土佐清水市松尾字大 久谷928番1まで	前	26.5 }	285
	後	10.3 }	
		62.7	

高知県告示第711号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年9月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年9月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 大川土佐
- 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐郡大川村井野川字葛橋 217番12から 土佐郡大川村下小南川字小 尾谷340番6地先まで	1,770	平成30年9月4日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により須崎市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成30年9月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 都市計画の種類
須崎都市計画下水道
- 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び須崎市役所

~~~~~

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成30年9月4日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号                     | 開発区域に含まれる<br>地域の名称              | 開発許可を受けた<br>者の住所及び氏名       |
|--------------------------|---------------------------------|----------------------------|
| 平成30年8月10日<br>30高都計第216号 | 吾川郡いの町大内字<br>カトヤ684番2、685<br>番2 | 吾川郡いの町大内<br>683番地2<br>橋本 勇 |